

平成30年度消防機関との意見交換会質疑・提案事項等

○ 会員からの質疑事項等

件名	回答内容等
<p>1 火災通報装置の名称変更について 所轄消防署によって消防法の解釈に多少の温度差があるように思われる。 火災通報装置で名称変更の時に着工届・設置届出書が必要な消防署、あるいは設置届出書だけで済むところがあり、判断に困ることがある。</p>	<p>仙台→着工・設置とも不要。あらかじめ火災通報装置内容変更届書の提出を求めており、工事完了後立会通報試験を行う運用を実施している。 名取→着工・設置で運用している。 岩沼→設置届のみで良い。何らかの形で確認する検査の形をとっている。 仙南→管内の消防署、出張所で取扱いが統一されていなかったため、平成30年4月に管内統一した。事前打ち合わせで確認した上で、設置届のみの提出とし、現場で検査し検査済証を交付することとしている。 ※平成29年度意見交換会を参照。</p>
<p>2 消防用設備点検結果報告書の提出について (1) 消防用設備点検結果報告書の提出に於いて、すぐに決済し返却してくれるところ、こちらから連絡してやっと返却してくれるところがある。 お客様に速やかに届けたいので、出来れば即決をお願いしたい。 (2) 点検結果報告書提出時に、消防署によって、その日にもらえる時と、時間がかかるという話がある時がある。統一することはできないものか。</p>	<p>仙台→基本的にはその場で返す。 登米→災害等出動で対応出来ない時以外は即時で対応している。決済中に内容に不備等があれば差替えしてもらおう。 亘理→その場で受付をして即時で対応している 気仙沼→一度預かり精査し決済終了後に返却している。訂正の場合もあり、副本を返す場合も同じ所を訂正したものを返したい。預かってから日数がかかるが、内容のチェック漏れが無いように対応している。 他消防本部→基本的にはその場で返す対応をしている。</p>
<p>3 設置届における型式一覧・仕様書の提出方法について 消防署(仙台市)によって、型式一覧のみ、仕様書のみ、また、その両方と提出方法が異なる。去年、局内で周知されて、結果どのように設置届を提出すればよいか。</p>	<p>仙台→仕様書や型式一覧はそれまでに頂いていなければ頂くことがあるが、何度も同じものを頂くことはしない。指導業務担当者会議がありそこで周知している。 何度も提出を求めているということであれば、適切な対応をするように改めて局内に周知を行う。</p>
<p>4 自家発電設備の負荷運転について (1) 全停電により、発電出力が30%に満たない場合、どのような対応を求められるのか。</p>	<p>仙台→実負荷試験の場合、自家発電設備が消防用設備専用で設けられているなど出力に余裕を持って設計された場合は30%以上にならない場合がある。その場合でも消防用設備、消防用設備以外で負荷に値する設備があれば活用し最大限の負荷を実施してほしい。30%に満たなくても、消防庁から(H30.8.24付け消防予第528号通知で)火災が発生した場合において設計上想定されている負荷が30%を下回ることが確認できる場合にあっては、当該負荷で問題ないと示されている。 名取→仙台とほぼ同じ。30%未満でも掛けられる最大限の負荷でやるよう指導する。 岩沼→6月の法改正以降は内部点検などで実施する方向で進めている。30%以下の実負荷試験を理由として受付しないことはない。 栗原→30%は目安ということで試験をすれば受付する。 登米→実負荷で30%に満たなくてもかまわない。試験をし</p>

	<p>ていれば問題ない。</p> <p>塩釜→仙台とほぼ同様。何らかの方法で負荷を掛ければ良い。</p> <p>大崎→H30.8.24 付消防予第 528 号通知を参考に実施すべき。</p> <p>黒川→他消防本部と同様。今のところ 30%未満は見受けられない。</p> <p>亘理→30%に満たない場合はそれに代わる内部監察を行うよう指導している。書類を受付しないことはない。</p> <p>石巻→H14 の点検要領に基づき 30%以上の負荷で行うよう指導している。H30.8.24 付け消防予第 528 号通知のとおり設計上想定される負荷が 30%を下回る事が確認できる場合は相当の負荷で点検実施することで了承している。</p> <p>仙南→他消防本部とほぼ同じ。負荷運転をすれば良い。30%に近づけてほしい。</p> <p>気仙沼→30%に満たないからと言って受付しないことはない。</p>
<p>(2) 実負荷試験が 30%に満たなかった場合に、疑似負荷試験の再点検を指導されることはあるか。</p>	<p>全消防本部(局)→更に疑似負荷運転をするような指導は行っていない。</p> <p>石巻→(1)で回答したとおり、点検基準を満たすよう指導している。</p>
<p>5 安全教育、事故事例等の貸出用DVDについて消防訓練の際に社内で利用できる、安全教育や事故事例をまとめた貸出用DVD等はあるか。</p>	<p>仙台→火災予防に関する各種貸出用DVDは、各消防署又は消防局の指導係に伝えれば協力できる。</p> <p>名取→何点かあるので、申請があれば対応する。</p> <p>塩釜→予防啓発関係DVDを貸出ししている。管轄消防署を通して依頼があれば貸出しする。</p> <p>気仙沼→防災関係機関から送付されていたDVD等があるので、要望があれば貸出しする。</p>
<p>6 消防用設備(自火報や消火器・・・)が実際の火災で奏功した事例を教えてください。</p>	<p>仙台→「奏功」という判断は難しいところだが、自火報知設備が作動し、かつ、死者が無かったもの、平成 28 年 31 件、平成 29 年 29 件、平成 30 年 40 件。消火器の使用があつて、かつ、死者が無かったもの、平成 28 年 38 件、平成 29 年 29 件、平成 30 年 44 件(平成 30 年情報は速報値)。</p> <p>この件数だけ見ても有意義な設備である。</p> <p>石巻→①小学校で、職員が自火報の鳴動に気付き受信機で発報箇所を確認し、発報箇所付近で掲示物が燃えていたのを消火器を使用し消火した。消防設備を有効活用した初期消火による延焼拡大を防いだ事例。</p> <p>②工場で、夜間に自火報が作動し警備会社に移報された。警備会社から 119 番通報があり、早期発見、早期通報のため収容物のみの焼損で済んだ事例。</p> <p>③その他、消火器、屋内消火栓等を使用し被害の拡大を防いだ事例数件がある。</p> <p>気仙沼→過去 5 年間に 119 件の火災があった内、①自火報により火災を覚知したもの 2 件(内 1 件は消火器で消火)、②主に消火器で消火 11 件(9.2%)、③屋内消火栓、スプリンクラーの活用はない。</p>

<p>7 消防署での相談や検査の時には、誠実な対応をしていただいているが、稀に高慢な態度の職員がいて、大変不愉快な思いをしたことがある。</p> <p>(1) このような場合は、匿名になると思うが、どこに相談（連絡）すれば良いのか。</p> <p>(2) 例えば、消防設備協会が窓口となり、各相談窓口で相談し、その結果を協会のホームページで公開することなどは出来ないものか。</p>	<p>仙台→相談窓口は、①職員が所属する消防署、②予防部予防課、③広聴統計課（214-6132）で受け付けている。</p> <p>市の公式対応窓口としては、広聴統計課となる。</p> <p>どのような苦情でも相談があれば誠実に対応する。</p> <p>こちらから回答した内容については、公表等について特に規制することはないので、ホームページに掲載することも受けた側の判断になる。</p> <p>名取→名取市役所の代表電話に掛けると相談窓口につながるが、職員が所属している課、署に相談してほしい。</p>
<p>8 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準について</p> <p>二段ベット内、カーテンで仕切られている場合、感知器の設置は必要か。</p>	<p>仙台→什器的なものであれば原則として必要ないが、カプセルホテルのような運用がなされる二段ベットであれば感知器もあり得る。</p> <p>名取→どのように使うかヒアリングする。</p> <p>仙南→原則必要という所と室内感知器で感知できるのであればいらないという所もあるので、その場所により統一は難しい。事前に相談してもらい、その状況により判断する。</p> <p>気仙沼→状況を聞いたうえで判断する。</p>

○ 消防機関からの指導事項等

1 仙台市消防局

点検報告の時に、自家発が入っている建物は、自家発をどのような試験・点検を行ったかなどのヒアリングをしたい。総括表でかまわないから質問を受けた場合に回答できる準備をお願いしたい。